

行政通知の読み方・使い方

① 制度融資損失補償条例の整備に関する協力依頼について

平成27年6月25日府地機第10号 金監第1958号 総行政第118号
20150616中庁第2号 各都道府県知事宛 内閣府地域経済活性化支援機構担当
室長 金融庁監督局長 総務省大臣官房地域力創造審議官 中小企業庁長官 要請文

解説・石津 聡 (中小企業庁事業環境部金融課 信用補完二係長)

1 はじめに

事業者が事業再生や再チャレンジに取り組み、営業に混乱をきたすような信用不安を回避し、事業の毀損を最小限に抑えるなどの観点から、金融機関と事業者の私的な話し合いにより、債権の減免等を債権者へ要請することがある。

その減免等の対象債権に地方自治体の損失補償付制度融資があり、回収納付金を受領する権利を地方自治体が放棄する場合、議会の承認を要するが、中小企業の円滑な事業再生や経営者の再チャレンジに機動的に対応する上で、時宜を失うおそれがあるため、所要の条例を整備し、地方自治体の長において当該

求償権の放棄の承認を行えるように備えておくことが望ましい。本稿では、制度融資損失補償条例の整備に関する協力依頼の背景や概要等について、説明する。

なお、本稿での意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であつて、筆者が所属する組織の見解でないことをあらかじめお断りしておく。

2 前提 (制度紹介)

(1) 信用保証制度とは

中小企業者等が金融機関から事業資金調達のため借入を行う際、信用保証協会の保証を

通じて信用力を補完し、金融の円滑化を図るもの。中小企業者等が返済できない場合には信用保証協会が金融機関への返済を肩代わり(代位弁済)し、信用保証協会は中小企業者等へ返済の肩代わり分を請求する権利(求償権)を取得することになる。

信用保証協会は日本政策金融公庫(以下、日本公庫)と保険契約を結んでおり、代位弁済した際には保険金を請求し、求償権を行使して回収した際には保険部分に応じた回収金を日本公庫に納付する仕組みとなっている。

なお、事業再生等で求償権の放棄等が必要な場合には、一定の要件の下、日本公庫の事前承認を経た上で放棄等を行うことが可能となっている。

(2) 制度融資とは

日本公庫と信用保証協会との保険契約に裏打ちされた信用補完制度の枠組みの中で更

この連載では、自治体法務にかかわる行政通知を取り上げ、通知の発出元に、発出の背景や読み方、使い方などを解説していただきます。

に、中小企業の振興等を目的に地方自治体が金融機関等への預託金を用いて保証料の一部補給を実施することで中小企業の保証料負担軽減を図る等、独自の融資制度を設けている場合がある。この地方自治体独自の融資制度を一般に制度融資と呼んでいる。

このうち、代位弁済発生時に生じる信用保証協会負担分（日本公庫の保険金でカバーされない分）の一部を地方自治体が補償する代わりに、信用保証協会が求償権を行使して肩代わり分を回収した際、地方自治体が回収納付金受領の権利を取得する旨の契約を締結している場合、この回収納付金受領の権利は地方自治法第96条第1項第10号の「権利」に当たり、当該権利を放棄する場合、「条例に特別の定めがある場合を除くほか」議会の承認を要することになると考えられている。

(3) 私的整理とは

「法律用語辞典」（有斐閣）によると、任意整理の解説として、「債権者・債務者間の私的な話し合いにより、裁判所の法的な介入なしで行われる会社の整理・清算・配当手続きの通称。同じく非制度的な形態で再建を目指して行われる内整理と合わせて私的整理と呼ばれる」とある。返済条件の変更（リスケジュール）や債務劣後化（DDS）と新規融

資の組み合わせ、債務の資本化（DES）、債権放棄、第二会社方式（事業性のある部分を新会社に集め、事業性の悪い部分や債務を旧会社に残して旧会社を清算）等の様々な手法を活用し、事業収益で返済できるよう、当事者間で調整を行い、同時に、窮境の帰責性に応じて経営者責任を求め、過大な債務を整理する。

通常は、一般の商取引（売掛金、未収金）等を除く、金融機関による融資のみを対象とすることから、債務整理の事実が公にならず、取引条件の変更等（支払サイトの短縮や掛取引から現金取引といった取引条件の改悪、取引停止、未収代金の即時回収等）といった営業に混乱をきたすような、信用不安に陥ることを回避できる。また、関係者全員の同意を要するものの、合意形成を迅速に終え、早期に事業再生に取り組むことで事業の毀損を最小限に抑え、雇用を確保するとともに、事業性のある営業を継続させることで、債権の回収も最大化し得る特長がある。

中小企業庁が各都道府県とも協力して取り組んでいる「中小企業再生支援協議会事業」では、中立・公正な立場から、債権者である金融機関との間に立って、債権放棄を含む私的整理の合意形成を支援しており、再建型の法的整理に比べ、二次破綻率（事業再生に取

り組んだ後の破綻）も低くなっている。

3 条例整備への協力依頼発出の背景と概要

(1) 平成20年度の条例整備への協力依頼

私的整理において、事業収益の状況や経営者の帰責性等を鑑み、再生計画を立案していく中で、条件変更では足りず、債権の一部減免等を行わないと事業再生を実現できない場合がある。民間であれば、経営者責任や経済合理性等を考慮の上、信用不安を生じさせないために匿名性を保って債権放棄を行い、迅速に事業再生の実施に取り組むことになる。

一方、国の信用補完制度では、平成17年6月に中小企業政策審議会基本政策部会できとりまとめられた「信用補完制度のあり方に関するとりまとめ」において、信用保証協会に「再生支援の強化」が求められた。これを受け、平成18年1月から一定の要件の下、求償権放棄、不等価譲渡等の取扱いを開始した。

信用保証協会が事業再生を目的とした債務削減手法である求償権放棄に適切に取り組むためには、各地方自治体から損失補償を受け

た求償権についても、中小企業再生支援協議会等と連携しつつ、信用保証協会が必要に応じて円滑に対応できることが必要である。この点に関し、個別案件毎に求償権の放棄を地方自治体の議会の議決に求めるとなると、中小企業の事業再生に機動的に対処する上で、時宜を失ってしまうことも考えられる。

そこで、そのような問題を生じさせることがないよう、総務省と連携しながら、各地方自治体における機動的な対応を可能とするため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、条例に明確な定めを置き、地方自治体の長において求償権の放棄の承認を行えるよう、平成20年7月に各都道府県知事あて中小企業庁長官名で条例整備に関する協力依頼文書を発出し、その後も、信用保証協会を所管する地方自治体を集めた会議の場等で継続して条例整備への協力依頼を行っている。

この求償権放棄の問題は、平成23年3月の東日本大震災で顕著となった。事業再開に要する資金を金融機関が貸し出そうにも、返済できていない既存の貸付金が足かせとなって貸し出せない、いわゆる二重ローン問題である。保証付債権も保証のない債権も同じ問題に直面した。この解決策として、既存貸出の不等価譲渡が求められ、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構や産業復興機構（ファ

ンド）が受け皿として整備されたが、求償権放棄時の議会承認が課題となった。このときは、窮境原因が未曾有の自然災害であって、短期間に相当数の案件を処理する必要があったことから、被災地域を中心に条例制定が進んだ。

（2）「再チャレンジ支援」の推進

平成25年12月、「経営者保証に関するガイドライン研究会」（事務局・日本商工会議所、一般社団法人全国銀行協会）から「経営者保証に関するガイドライン」（以下、経営者保証ガイドライン）が示された。これは、保証契約時等の対応の他、保証債務の整理の際の対応（経営者の経営責任の在り方、保証人の手元に残す資産の範囲の考え方、保証債務の一部履行後に残った保証債務の取扱いに関する考え方等）について、自主的、自律的な準則として定められたもので、今後の融資慣行として定着することを期待されている。

また、平成26年10月からは、「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律」（平成26年法律第37号）の施行により、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）の特定支援業務（※1）が開始された。

これらの流れを受け、求償権放棄条例整備

への協力依頼についても、「事業再生」とあわせて、「再チャレンジ支援」に対する施策を強力に推進していくという観点から、REVICを所管する内閣府、金融庁、総務省との連名で改めて今回の条例の整備に関する協力依頼を行った。これまで「事業再生」を主としていたところ、経営者の「再チャレンジ支援」にも機動的に対処できるよう、所要の条例整備への協力をお願いすることとした。

なお、この条例整備への協力依頼は、まち・ひと・しごと創生基本方針2015の中でも位置付けられている（※2）。

※1 特定支援業務・REVICが金融機関等から経営者保証の付いた貸付債権等を買取り、事業者（主債務者）の債務整理を行うと同時に、経営者の保証債務について経営者保証ガイドラインに沿って整理することにより、経営者の再チャレンジを支援するものであり、当該支援を通じた地域経済の活性化を目的としている。

※2 11頁抜粋…地方公共団体の損失補償付制度融資等における求償権放棄を機動的に行うことができるよう、地方公共団体による所要の条例整備等を促す。

（3）条例整備状況

事業再生を目的とした求償権放棄に関する所要の条例整備に対応しているのは、平成27

年11月現在、47都道府県中、18の都府県（岩手、宮城、福島、新潟、茨城、栃木、千葉、東京、静岡、愛知、岐阜、福井、大阪、山口、佐賀、熊本、大分、宮崎）となっている。また、5の県（青森、神奈川、長野、徳島、高知）では損失補償付制度融資がない等の理由で条例整備の必要がない。一方、残り24の道府県では未だ整備されておらず、この中には制度融資に係る保証債務残高が大きな県も含まれ、引き続き、整備に向けた協力依頼を行っているところである。

なお、損失補償付制度融資を有する市区町村も同様に条例の整備が必要である。本協力の依頼文の宛先は各都道府県知事であるが、依頼文の末尾のとおり、市区町村への周知依頼を行っている。

4 本依頼文の趣旨を自治体の業務にどう活かすか

(一) 迅速性と匿名性を条例整備にどう活かす

前述のとおり、私的整理においては債権の一部減免等を行わないと事業再生を実現できない場合があり、その債権の中に損失補償付

制度融資がある場合、議会の承認が必要となる。これは中小企業の事業再生を目指す金融機関にとっても債務者である中小企業にとっても極めて高いハードルである。

また、仮に議会に上程、審議する過程で中小企業の情報が外部に漏れた場合、たちまち信用不安に直結し、事業再生はおろか、中小企業の存続そのものが危機に瀕する。

さらに、議会の議決を待つ間に事業の傷みが進行し、事業再生を果たせ得なくなるおそれがある。中小企業支援のための損失補償付制度融資が事業再生局面になると私的整理の匿名性、迅速性の観点から円滑な事業再生の支障になってしまうのである。これらは再チャレンジにおいても同様である。

経営者の帰責性や責任の取り方、経済合理性等を鑑み、実現性の高い再生計画や納得できる清算の提案を受けたとき、迅速かつ匿名性を保った対応ができるよう、早期の条例整備をお願いしたい。

(二) なぜ、条例整備が進まないのか

条例整備に踏み切れない理由として、「これまで放棄すべき事案がなく、立法事実がない」という声を聞くことがある。これは、金融機関の間では、議会承認を伴う求償権放棄が時間的にも風評リスク的にも極めて高い

ハードルに映り、保証付債権のカット部分を外してメイン行の保証なし債権等に上乘せしたり、第二会社方式で特別清算する等、求償権放棄を避けてきた結果と思われる。平成26年度の信用保証協会利用事業者のうち、約18・5万者が当初の約定どおりに弁済できずに返済期限の延長等返済条件の変更を行っている。事案はあるが、潜在化している、と考えるべきである。

また、金融機関の姿勢として、抜本再生が必要であるにもかかわらず、債権放棄に消極的な地域もある。加えて、金融円滑化法終了後も金融機関は事実上、その精神を継続し、極めて柔軟に返済条件の変更に応じる姿勢を継続しており、事業者が本格的な事業再生に取り組みずとも事業存続に支障をきたさなかったことも一因として考えられる。

ただ、これらの特殊環境が永遠に続くわけでもない。保証なし債権へのカット寄せは少額債権であれば別だが、本来、金融債権者間で平等にカットすることが大原則である。一部金融機関の犠牲の上に成り立つ、例外的な手法である。

第二会社方式についても、取引先口座等の関係でどうしても現会社ののれんが必要なため、第二会社方式を採用できない場合もある。これまで条件変更を繰り返してきた事業者

もやがて抜本的な再生や再チャレンジの選択を選択せざるを得なくなる時が来る。その時、相当数が求償権放棄に取り組まざるを得なくなる予想される。

(3) むすび

ひとたび「危機」が生じると、条件変更を繰り返す事業者の多くが事業面でも財務面でも成り立たなくなる可能性は非常に高い。中小企業振興の観点から、経営改善や事業再生で事業の収益性を高め、あるいは傷の浅いうちに再チャレンジする等の取組を積極的に進めるべきと考える。

損失補償付制度融資を有する各地方自治体におかれては、中小企業の事業再生や経営者の再チャレンジを通じて地域経済の活性化が大きく前進するよう、本趣旨を御理解の上、早期の条例整備に向けて御尽力いただきたく、あらためてお願い申し上げます。

協力依頼文

制度融資損失補償条例の整備に関する

協力依頼について

平成27年6月25日府地機第10号 金監第19558号 総行
政第118号 20150616中庁第2号 各都道府県
知事宛 内閣府地域経済活性化支援機構担当室長 金融庁
監督局長 総務省大臣官房地域力創造審議官 中小企業庁
長官 協力依頼文

平素より、地域経済の活性化や中小企業施策の推進に当たりご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当府省庁では、中小企業の事業再生や経営者の再チャレンジ支援に向けた施策に取り組んでおり、各信用保証協会においても、これらの施策に対する積極的な協力・支援を期待しているところであります。

信用保証協会が事業再生や再チャレンジ支援を目的とした債務削減手法である求償権放棄に取り組む際、各地方自治体が当該債権につき損失補償を付している場合にも同様の対応が望まれております。この点に関し、中小企業庁から、各地方自治体が中小企業の事業再生に機動的に対処できるよう、各地方自治体の長において当該求償権の放棄等の承認を行うための所要の条例整備をお願いするとともに、当該条例の雛形についても提示して参りましたところ（平成20年7月2日中小企業庁長官より各都道府県知事宛通知）、現在、18の都府県において条例を整備いただいております。

また、平成25年12月には、日本商工会議所及び一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」より、債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めた「経営者保証に関するガイドライン」が公表されました。

さらに、昨年10月には、「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律」（平成26年法律第37号）の施行により、株式会社地域経済活性化支援機構が経営者保証の付された貸付債権等を買取り、整理等を行うことにより、経営者の再チャレンジを支援する「特定支援業務」が開始されました。

これらの施策を強力に推進していくという観点から、各地方自治体が中小企業の事業再生及び経営者の再チャレンジ支援に機動的に対処できるよう、各地方自治体の長において求償権の放棄等の承認を行うための所要の条例の整備が望まれるところであります。

貴職におかれましては、中小企業の事業再生や経営者の再チャレンジ支援を通じて地域経済の活性化が大きく前進するよう、本趣旨を御理解いただいた上で、早期の条例整備に向けて御尽力いただけますよう、あらためてお願い申し上げます。

なお、同様に、信用保証協会向け損失補償を行っている市区町村に対しても御周知いただけますよう併せてお願い申し上げます。

高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について

（平成27年10月29日27文科初第933号、
文部科学省初等中等教育局長通知）

解説・**広瀬 章博**（文部科学省初等中等教育局
児童生徒課企画係）

1 背景

平成27年6月17日、「公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立し、平成28年夏の参議院議員通常選挙にも、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢や選挙運動ができない者の年齢が引き下げられる見込みとなっており、今年の夏にも、18歳以上の高校生は投票や選挙運動ができるようになる予定である。

他方、文部科学省は従来、高等学校等における政治的教養を育む教育の在り方や生徒の政治的活動等に対する生徒指導について、昭和44年に文部省（当時）が発出した通知「高等学校における政治的教養と政治的活動について」を指針としてきた。この通知は、一部の高校で授業妨害や学校封鎖が発生していた当時の時代背景や、選挙権年齢が20歳以上であることを前提に、授業における現実の具体

的な政治的事象の取扱いについて慎重を期さなければならぬという観点から留意事項を示すとともに、生徒の政治的活動について、学校内外を問わず、教育上の観点から「望ましくない」として指導するよう求めるものであった。

そこで、文部科学省としては、時代背景の変化や選挙権年齢の引下げを受け、学校教育関係者等の意見を聴取しながらこの通知の見直しを行い、平成27年10月29日、新たな通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（以下「新通知」という。）を発出した。

2 新通知の内容について

新通知は、公職選挙法等の改正を踏まえ、高等学校等において、習得した知識を活用し、

主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことを一層期待する一方、学校や教員の政治的中立性に留意することや、政治的教養の教育において具体的な政治的事象を扱うことと、生徒が具体的な政治的活動等を行うことは区別することが必要であるという観点から留意点を取りまとめたものである。

政治的教養を育む教育については、現実の具体的な政治的事象を取り扱うことや、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を積極的に行うことを明確化し、以下のような留意事項を示している。

- ① 学習指導要領に基づき、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。
- ② 一つの結論よりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であること。また、多様な見方や考え方のできる事柄等を取り上げる場合には、様々な見解を提示することなどが重要であること。

- ③ 教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。また、指導が全体として特定の政治上の主義等を支持・反対することとならないよう、また、学校の内外を問わず地位を利

用した結果とならないように留意すること。

生徒の政治的活動等については、公職選挙法の改正は、若い人々の意見を政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものである一方、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性を確保することが求められ、高等学校等は学校教育法等に定める目標を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること等を踏まえると、高校生の政治的活動等は必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるとした上で、以下のような留意事項を示している。

- ① 授業のみならず、生徒会活動、部活動等も学校の教育活動の一環であり、生徒が教育活動の場を利用して政治的活動等を行うことは、これを禁止することが必要であること。
- ② 放課後や休日等であっても、学校の構内においては、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障等が生じないよう、制限又は禁止することが必要であること。
- ③ 放課後や休日等に、学校の構外で行われる政治的活動等については、
・ 違法なもの等は制限又は禁止することが必要であり、また、学業や生活に支障があると認められる場合などは適切に指導を行うことが求められること。

・ 満18歳以上の生徒の選挙運動は尊重することになり、その際、生徒が法令に違反することがないよう、公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知すること。

・ 放課後・休日等の構外での政治的活動等は、家庭の理解の下、生徒が判断し行うものであり、その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望ましいこと。

また、新通知では、インターネットの特性を踏まえた指導の必要性や、学校・家庭・地域の連携の重要性にも言及している。

3 おわりに

今後は、この通知の内容を参照しつつ、学校現場において適切な指導に取り組んでいたことが望まれる。文部科学省としても、教育委員会等からの要請を踏まえ、新通知に関して教育委員会や学校から寄せられた質問に答えるQ&Aを発出したところであり、学校現場における生徒指導を円滑に行えるようにするため、引き続き情報提供等に努めていきたいと考えている。

通知

高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について

(平成27年10月29日27文科初第933号)
文部科学省初等中等教育局長通知

(略)

これらの法改正に伴い、今後は、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校(以下「高等学校等」という。)にも、国民投票の投票権や選挙権を有する生徒が在籍することとなります。

高等学校等においては、教育基本法(平成18年法律第120号)第14条第1項を踏まえ、これまで平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として政治的教養を育む教育(以下「政治的教養の教育」という。)を行ってきたところですが、改正法により選挙権年齢の引下げが行われたことなどを契機に、習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められます。このため、議会制民主主義など民主主義の意義、政策形成の仕組みや選挙の仕組みなどの政治や選挙の理解に加えて現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者(以下「有権者」という。)として自らの判断

で権利を行使することができるよう、具体的な実践的な指導を行うことが重要です。その際、法律にのっとった適切な選挙運動が行われるよう公職選挙法等に関する正しい知識についての指導も重要です。

他方で、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められるとともに、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことから法令に基づく制限などがあることに留意する必要があります。

また、現実の具体的な政治的事象を扱いながら政治的教養の教育を行うことと、高等学校等の生徒が、実際に、特定の政党等に対する援助、助長や圧迫等になるような具体的な活動を行うことは、区別して考える必要があります。

(略)

なお、この通知の発出に伴い、昭和44年10月31日付け文初高第483号「高等学校における政治的教養と政治的活動について」は廃止します。

記

第1 高等学校等における政治的教養の教育

教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・

社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことのできないものであること。

また、この高等学校等における政治的教養の教育を行うに当たっては、教育基本法第14条第2項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意することが必要であること。

第2 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

1 政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。また、教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を行うこと。

指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。

2 政治的教養の教育においては、議会制民主主義など民主主義の意義とともに、選挙や投票

が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を重視すること。あわせて、学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見いだし、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせること。

3 指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的な実践的な指導を行うこと。

また、現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難である。加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要である。したがって、学校における政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。

さらに、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。

その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることのないよう留意すること。また、補助教材の適切な取扱いに関し、同様の観点から発出された平成27年3月4日付け26文科初第1257号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意すること。

4 生徒が有権者としての権利を円滑に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要な知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができよう指導すること。

なお、多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。

5 教員は、公職選挙法第137条及び日本国

憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第103条第2項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立つて生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。

第3 高等学校等の生徒の政治的活動等

今回の法改正により、18歳以上の高等学校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められることとなる。このような法改正は、未来の我が国を担っていく世代である若い人々の意見を、現在と未来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、今後は、高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される。

他方で、①学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められていること、②高等学校等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること、③高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成す

るために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされていることなどに鑑みると、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解される。

これらを踏まえ、高等学校等は、生徒による選挙運動及び政治的活動について、以下の事項に十分留意する必要がある。

（略）

1 教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性が確保されるよう、高等学校等は、これを禁止することが必要であること。

2 放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。

3 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、以下の

点に留意すること。

(1) 放課後や休日等に学校の構外で生徒が行う選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。また、生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高等学校等は、生徒の政治的活動等について、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められること。

(2) 改正法により選挙権年齢の引下げが行われ、満18歳以上の生徒が選挙運動をできるようになったことに伴い、高等学校等は、これを尊重することとなること。

その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないように、高等学校等は、生徒に対し、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となることなど公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知すること。

(3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる選

挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものであること。

その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望ましいこと。

第4 インターネットを利用した政治的活動等

インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、様々な意見・考え方についての情報発信や情報共有などの観点から利便性、有用性が認められる一方で、送られてきた選挙運動用の電子メールを他人に転送するなどの公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じ得ることから、政治的教養の教育や高等学校等の生徒による政治的活動等に係る指導を行うに当たっては、こうしたインターネットの特性についても十分留意すること。

第5 家庭や地域の関係団体等との連携・協力

本通知の趣旨にのっとり、現実の政治を素材とした実践的な教育活動をより一層充実させるとともに、高等学校等の生徒による政治的活動等に関して指導するに当たっては、学校としての方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図ること。

